

## フレフレハレ晴れ！ひなたの結婚応援事業業務委託企画提案競技実施要領

### 1 事業の目的

フレフレハレ晴れ！ひなたの結婚応援事業業務委託の受託候補者を選定するために必要な事項を定めるものである。

### 2 委託内容

別紙「フレフレハレ晴れ！ひなたの結婚応援事業業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

### 3 契約上限額

20,000,000円（消費税及び地方消費税額含む。）とし、業務完了検査に合格した後、精算払により支払う。

### 4 委託期間

契約の日から令和5年3月31日まで

### 5 参加資格

- (1) 法人格を有する団体
- (2) 宗教活動や政治活動を主たる活動の目的としていない者
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者
- (4) 国、県、市町村等が発注する業務、事業において、入札参加資格停止又は指名停止の措置を受けていない者
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申立てがなされていない者
- (6) 県税に未納がない者
- (7) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあつては、従業員等（宮崎県内に居住しているものに限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者
- (8) 宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条第4号に規定する暴力団関係者でない者
- (9) 社会全体における結婚応援の気運の醸成など県の結婚支援施策を理解し、かつ当該委託業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤を有している者

### 6 企画提案競技実施の公示方法

県庁ホームページに公示

### 7 スケジュール

- |                      |                  |
|----------------------|------------------|
| (1) 実施公告             | 令和4年5月25日（水）     |
| (2) 質問等の締切           | 令和4年6月8日（水）午後5時  |
| (3) 企画提案競技参加申込書の提出締切 | 令和4年6月15日（水）午後5時 |
| (4) 企画提案書等提出期限       | 令和4年6月22日（水）午後5時 |

(5) 受託候補者決定・審査結果通知 令和4年6月29日(水)

## 8 企画提案競技の方法

### (1) 参加申込み

企画提案競技に参加を希望する者は、企画提案競技参加申込書(別紙1)を令和4年6月15日(水)午後5時までに電子メール又はファックスで提出すること。(提出確認のため、送信後は担当者に連絡すること。)

### (2) 企画提案書の提出

#### ① 企画提案書の内容

本実施要領2「委託内容」を参照の上、提案すること。

#### ② 提出書類

ア 企画提案書(原本1部、コピー6部)

- ・提案する企画は、1案のみとすること。
- ・書式は様式任意、A4版(一部A3版を折り曲げて可)とし、ページ番号を挿入すること。
- ・企画提案書には以下の内容を記載又は添付すること。

(ア) 業務実施方針(コンセプト)

(イ) 委託業務実施体制

(ウ) 業務スケジュール

(エ) 企画内容(全体概要が分かる資料)

(オ) その他、本事業の目的を達成するために有効と思われる企画概要

(カ) 会社概要(既存資料)【1部】

(キ) 類似業務受注実績(任意様式)【1部】

※成果物があれば添付すること。

イ 見積書(原本1部、コピー6部)

- ・宛先は「宮崎県知事 河野 俊嗣」とすること。
- ・業務委託仕様書に定める各項目について積算した見積書を提出すること。
- ・内訳は、税抜き表示を基本とすること。
- ・担当者氏名(フルネーム)及び連絡先(電話番号やメールアドレス)を記載すること。

ウ 誓約書(1部)

- ・別紙3により提出すること。

#### ③ 提出先

下記11を参照

#### ④ 提出期限

令和4年6月22日(水)午後5時必着

#### ⑤ 提出方法

持参又は郵送(郵送の場合は、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。)

#### ⑥ 留意事項

提出書類に不備がある場合又は提案すべき事項が記載されていない場合は、採択の対象としない。

### (3) 質問等

本企画提案競技について質問がある場合は、企画提案競技に関する質問票（別紙2）を令和4年6月8日（水）午後5時までに電子メール又はFAXで提出すること。（提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。）

質問への回答は、原則として質問受付日から2日以内（土日・祝日は除く。）に質問者へ電子メールで送付することとする。

なお、質問の内容が仕様書に関わる重要な事項の場合は、県庁ホームページにて回答を公開することがある。

### (4) 審査方法

提出された企画提案書及び関係書類の内容を、別紙の審査基準表に基づき書面審査する。

### (5) 選定方法

複数の審査委員において、提案内容を総合的に審査し、最も優れた企画を提案した1者を受託候補者として選定する。

### (6) 審査結果の通知

令和4年6月29日（水）までに、採択・不採択に関わらず書面で通知する。

(7) 当手続中に、次のいずれかに該当することとなった場合は、当該参加者の参加資格を欠格とする。

- ① 当該手続の参加資格を満たさなくなったとき
- ② 提案書を期限までに提出しないとき
- ③ 提案書の内容が、公示した仕様又は条件に明らかに適合しないとき
- ④ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められるとき
- ⑤ 契約上限額を周知して実施した場合において、提案の内容が契約上限額を超えているとき
- ⑥ ①から⑤に掲げるもののほか、当該手続に関する条件に違反したとき

(8) (7)に基づき欠格とする者があるときは、当該参加者に書面で通知するものとする。

## 9 契約の締結等

(1) 上記8(5)により選定された最も優れた提案を行った提案者を受託候補者として、委託業務に関して必要な協議を行う（その際、企画提案書の内容は、協議の上で変更する場合がある。）ものとし、協議が合意に至った場合は、本委託業務の契約の手続きを行う。

(2) 受託候補者との協議が整わず契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けた協議を行い、前項に準じて契約を行う。

(3) 契約については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、予算の範囲内で随意契約を行うものとする。

(4) 契約保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第101条の規定による。

## 10 その他

- (1) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (2) 企画提案に要する一切の経費は、入札参加者の負担とする。
- (3) 著作権法等の法令を遵守することとし、企画提案書の記載が、法令に基づいて保護されている第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこととする。
- (4) 選考に当たり必要があれば、企画書・見積書以外の資料提示を求める場合がある。
- (5) 選定結果の異議申し立ては認めない。
- (6) 新型コロナウイルス感染症の発生状況等によっては、本事業の内容を見直す場合がある。

## 11 問合せ及び書類提出先

〒880-8501 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10-1

宮崎県福祉保健部こども政策局こども政策課

子育て支援担当 上中園、今村

電 話 0 9 8 5 - 2 6 - 7 0 5 6

ファックス 0 9 8 5 - 2 6 - 3 4 1 6

電子メール [kodomo-seisaku@pref.miyazaki.lg.jp](mailto:kodomo-seisaku@pref.miyazaki.lg.jp)